

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 天野 一規 様 〒650-0025 日本国 兵庫県神戸市中央区相生町1丁目1番18号 富 士興業ビル6階 天野特許事務所内	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0 0 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 19FP-1022W0	発送日 (日.月.年) 25.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/046194	国際出願日 (日.月.年) 26.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 (IPC) C08F 220/22(2006.01)i; G03F 7/11(2006.01)i; G03F 7/20(2006.01)i; G03F 7/26(2006.01)i; H01L 21/027(2006.01)i FI: G03F7/11 503; G03F7/11 502; G03F7/26 511; H01L21/30 573; H01L21/30 578; G03F7/20 521; C08F220/22		
出願人 (氏名又は名称) J S R 株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 10.02.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 塚田 剛士 2H 8359 電話番号 03-3581-1101 内線 3231
--	-------------------------	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	8	有
	請求項	1-7	無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-8	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1: JP 2009-098639 A (信越化学工業株式会社) 07.05.2009(2009-05-07)
 [0141] - [0219], 実施例3, 30, 34, 58-59, 67
 & US 2009/0087799 A1 [0163]-[0217], Examples3, 30, 34, 58-59, 67
 & KR 10-2009-0033104 A & TW 200933300 A

文献2: JP 2010-139822 A (信越化学工業株式会社) 24.06.2010(2010-06-24)
 [0142] - [0211], 比較例2, 9-10
 & US 2010/0151381 A1 [0357]-[0407], Comparative Examples2, 9-10
 & KR 10-2010-0068217 A & TW 201027250 A

文献3: JP 2013-073125 A (JSR株式会社) 22.04.2013(2013-04-22)
 [0129] - [0157], 実施例14
 & KR 10-2013-0034617 A

本願の請求項1-7に係る発明は、文献1から新規性及び進歩性を有さない。本願の請求項8に係る発明は、文献1と文献4から進歩性を有さない。

文献1の[0141] - [0219], 実施例3, 30, 34, 58-59, 67等を参照。

文献1に記載された「AG1、Polymer (B) 1、Polymer (B) 18、及び、Polymer (B) 21」、「Polymer (A) 3」は、本願発明の「芳香環を有する化合物」、「フッ素原子を有する重合体」に相当する。

してみると、本願の請求項1-7に係る発明と文献1に記載された発明は、発明特定事項に差異はない。

文献4の段落[0008]等に記載のごとく、下層膜上にケイ素含有膜を形成することは周知である。よって、文献1と文献4の記載に基づき、文献1に記載された発明を本願の請求項8に係る発明のような構成とすることは、当業者が容易になし得たものである。

本願の請求項1-7に係る発明は、文献2から新規性及び進歩性を有さない。本願の請求項8に係る発明は、文献2と文献4から進歩性を有さない。

文献2の[0142] - [0211], 比較例2, 9-10等を参照。

文献2に記載された「比較Polymer 6、及び、Polymer (B) 19」、「比較Polymer 4」は、本願発明の「芳香環を有する化合物」、「フッ素原子を有する重合体」に相当する。

してみると、本願の請求項1-7に係る発明と文献2に記載された発明は、発明特定事項に差異はない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

文献4の段落[0008]等に記載のごとく、下層膜上にケイ素含有膜を形成することは周知である。よって、文献2と文献4の記載に基づき、文献2に記載された発明を本願の請求項8に係る発明のような構成とすることは、当業者が容易になし得たものである。

本願の請求項1-3, 7に係る発明は、文献3から新規性及び進歩性を有さない。本願の請求項8に係る発明は、文献3と文献4から進歩性を有さない。

文献3の[0129] - [0157], 実施例14等を参照。

文献3に記載された「C-1」、「重合体A-14」は、本願発明の「芳香環を有する化合物」、「フッ素原子を有する重合体」に相当する。

してみると、本願の請求項1-3, 7に係る発明と文献3に記載された発明は、発明特定事項に差異はない。

文献4の段落[0008]等に記載のごとく、下層膜上にケイ素含有膜を形成することは周知である。よって、文献3と文献4の記載に基づき、文献3に記載された発明を本願の請求項8に係る発明のような構成とすることは、当業者が容易になし得たものである。